

前文

- 生物多様性保全上、外来種被害を防止することは喫緊の課題
- 生物多様性条約第10回締約国会議で生物多様性保全に関する2020(平成32)年までの世界目標である愛知目標が採択。その中の一つに「侵略的外来種に関する目標」も設定(個別目標9)
- 愛知目標を受けて策定した生物多様性国家戦略2012-2020で、日本の外来種対策全般に関する中期的な総合戦略として本計画を策定すると記述



侵略的外来種: マングース

第1部 外来種対策を実施する上での基本指針

第1章 外来種対策に関する基本認識と目標

<外来種問題の基本認識>

- 生物多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展が外来種対策の目的。
- 国民の問題への認識と外来種被害予防三原則の遵守が必要。
- 産業利用される外来種には、社会生活に不可欠なものがある一方、侵略性を持つものは利用を控えるか適正管理が必要。
- 対策にあたっては、早期の発見・防除を基本とし、各主体が連携。

<行動計画の目的と役割>

- 外来種問題が多様な主体に認識され、各主体が各種政策や事業等に外来種対策の観点を盛り込み、実施するようになる(外来種対策の主流化)こと。

<行動計画の対象及び目標>

- 2020年までの目標として以下を設定
 - ⇒ 8つの基本的な考え方(第2章第1節)
 - ⇒ 各主体の役割と行動指針(第2章第2節)
 - ⇒ 国として実施すべき行動と個別の行動目標(第2部第1節)

第2章 外来種による被害を防止するための考え方と指針

第1節 社会において外来種対策を主流化するための基本的な考え方(4つの観点、8つの基本的考え方)

○全体の基盤となる対策

- 1. 普及啓発・教育の推進と人材の育成**
 - 国民全体への外来種対策の必要性の浸透と専門的な人材育成
- 2. 優先度を踏まえた外来種対策の推進**
 - 対策の必要性と実行可能性の視点で、対策の優先度・目標の設定
- 7. 情報基盤の構築及び調査研究の推進**
 - 情報の収集と提供のための基盤の構築及び防除技術・被害軽減等に関する知見の集積

○導入・逸出の防止

- 3. 侵略的外来種の導入の防止**
 - 3-1. 意図的に導入される外来種の適正管理**
 - 外来種被害予防三原則の徹底
 - 産業において利用される外来種の適正管理の徹底
 - 3-2. 非意図的な導入に対する予防**
 - 物資の輸入時やバラスト水、国内の運搬時などに発生
 - 侵入経路の特定、早期発見のモニタリングが重要

○防除の推進

- 4. 効果的・効率的な防除の推進**
 - 定着段階に応じた戦略を立てた対策の実施
 - 防除コスト、生態系への被害を抑えるための早期発見、早期防除
 - モニタリング結果等を踏まえた順応的な防除
 - 各主体の役割分担を明確にした上で、連携と情報共有

○地域固有性の維持保全

- 5. 国内由来の外来種への対応**
 - 国内外を問わず、自然分布域外への導入により外来種問題は発生
- 6. 同種の生物導入による遺伝的攪乱に関する対応**
 - 在来種についても、人為的な導入には、遺伝的な多様性への配慮が必要
- 8. その他の対策**
 - 国際貢献、国際連携等

第2節 各主体の役割と行動指針

【国】

- 外来生物法に基づく行為規制や水際対策の強化、外来種に関するリスト作成による防除対象の明確化。侵入初期、生物多様性保全上重要な地域における防除の実施 等

【地方自治体】

- 地域の外来種に関する条例、リストの作成による防除対象の明確化。地域の生物多様性保全等の観点からの外来種対策の実施 等

【事業者】

- 外来種問題の発生防止のための、外来種被害予防三原則に基づいた適正な管理の実施 等

【メディア等関係者】

- 正確な情報の発信 等

【NPO・NGO等民間団体】

- 国民の参加による防除、それらを通した普及啓発 等

【自然系博物館・動植物園・水族館等】

- 模範としての適正飼養の徹底、情報発信 等

【教育機関】

- 教育現場における外来種問題の取り扱い 等

【研究者・研究機関・学術団体】

- 防除の実践に役立つ研究の発展 等

【国民】

- 外来種被害予防三原則の遵守 等

第2部 外来種対策を推進するための行動計画

第1章 国による具体的な行動(第1部第2章第1節の各項目に対応した行動計画を設定)

○全体の基盤となる対策 42個の行動

1. 普及啓発の実施により、外来種問題の認知度の向上
2. 優先度を踏まえた対策を推進するため、地域における条例等の策定の促進
3. 分布情報の発信と効果的な防除手法の確立 等

○導入・逸出の防止 34個の行動

- 3-1. 外来種リストの認知度を向上させ、各主体に適切な管理の呼びかけ
- 3-2. 侵入経路の特定などの実態を把握し、定着経路を管理するための対策の実施 等

○防除の推進 31個の行動

4. 生物多様性保全上特に重要な地域の防除や、情報共有、連携・強化のため、地方ブロックごとの連絡会議の開催 等

○地域固有性の維持保全 20個の行動

5. 地方自治体による外来種リストの作成の促進
6. 遺伝的攪乱に関する事例を収集・普及啓発 等

- その他(国際貢献等) 4個の行動 (例) 8.関係する国際機関等との連携の推進 等

第2章 実施状況の点検と見直し

- 2017(平成29)年度を目途に進捗状況を把握し、2019(平成31)年度を目途に行動計画の実施状況の点検と見直しを実施。